

責任問題等に関する当協会の対応について

2018年 2月 6日

一般社団法人学術著作権協会

第1 はじめに

当協会の業務に関する第三者委員会が2017年6月23日付けで公表した調査報告書には、フルティガ社に対するシステム開発やホームページ制作等の業務委託及び当協会役員の報酬の決定等に関し、当協会の組織運営及び業務遂行上の様々な問題点が指摘された。これを受けて当協会は、同年7月14日、当協会のホームページ上に「当協会の組織運営及び業務の改革について」と題する文書を掲載し、当協会内に内部統制検討委員会を設置する等して、組織運営に係るコンプライアンス体制の構築と徹底的な業務改革を推進することを公表した。

その後設置された内部統制検討委員会には、責任問題等WG、規程類整備WG及び組織改革・業務推進WGという3つのワーキング・グループが設けられ、第三者委員会から指摘を受けた事項に関し、それぞれ理事会から付託を受けた観点からの問題点の検討が行われてきたところ、本件問題に関与した役員の責任問題を検討してきた責任問題等WG（亀田光昭主査）の検討結果が、2018年1月23日、理事会に報告された。

そこで、上記報告を受けた理事会が審議し、決定したこの点に関する当協会の対応方針を公表する。

第2 野間豊前代表理事の責任について

1 責任問題等WGの報告の概要

(1) 役員報酬等について

一般社団法人法は、理事の報酬につき「定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める」と規定する（89条）。そして、当協会が一般社団法人に移行した当時の定款24条は、「役員は無給とする。ただし、常務理事は有給とし、その額は前事業年度成績に基づき会長が立案し、社員総会で定める」と規定している。

しかしながら、上記定款の規定が定められた平成21年6月以降、野間豊前代表理事に対する役員報酬（同人が常務理事であった期間を含む。）について、社員総会において具体的な額が定められた事実はなく、齋藤毅元代表理事の名義で作成された「補遺」と題する書面（社員総会の承認を受けていない。）のみに基づき支払われていた。

このように、法律及び定款に定められた手続を経ないで行われた役員報酬の支払は無効であるから、同人に対してその返還の請求をなすべきである。

(2) システム・ホームページ関連業務の委託について

野間豊前代表理事は、同人が当協会の常務理事であった時代に、同人の子息が代表者を務める有限会社フルティガ（フルティガ社）に対して「文献情報システム」、「論文検索システム」及び「新分配システム」等の開発を発注し、合計約2億円もの業務委託費等を支出している。しかし、これらのうち「論文検索システム」及び「新分配システム」は現在まで全く稼働していない。そして、野間前代表理事がこれらの取引の具体的内容につき理事会の承認を得た事実はない。

上記取引には、野間前代表理事とフルティガ社との間に法律上の利益相反的な関係があるにもかかわらず、野間前代表理事は、この点を理事会に明らかにして承認を得る手続をとっていない。さらに、これらのシステムが当協会にとって本当に必要なものであるか否かに関する十分な検討をしないまま、不明朗な業者選定手続により、実際には稼働させることのできないシステムまで発注し、その結果、当協会に膨大な支出をさせたものである。この点について野間豊前代表理事に任務違背があることは明らかであり、フルティガ社に支払われた上記業務委託費については、その全額の賠償請求が可能である。

(3) その他の事項について

当協会の事務局運営においては、野間前代表理事によるパワーハラスメント的なマネージメントが日常的に行われていた旨の訴えが複数の事務局員からあった。これにより、事務局で働く役職員が萎縮し、野間豊前代表理事による違法な組織運営・業務運営等に対する抑止機能が全く働かない状態となっていた。

また、上記「補遺」なる書面にみられるように、野間豊前代表理事は、理事会及び社員総会に対して必要かつ重要な情報を隠蔽する工作を行い、これらの機関による当協会の事業運営に対する監督機能が働かないようにさせていた。

2 当協会の対応方針

責任問題等WGの調査により明らかにされた事実関係は、すでに第三者委員会の調査報告においても指摘されている事項であり、これらの点に関する野間前代表理事の責任は極めて重いものと判断せざるを得ない。

当協会としては、責任問題等WGの報告内容に基づき、すみやかに必要な損害賠償ないし返還請求等の民事的な法的措置に着手する。また、刑事責任についても、捜査機関等と連携をとりながら適切な対応を検討する。

第3 齋藤毅元代表理事の責任について

1 責任問題等WGの報告概要

齋藤毅元代表理事に対しては、2006年から2016年までの間に合計2600万円余の役員報酬が支払われている。この役員報酬額の一部については、上記「補遺」への記載

があるものの、社員総会において具体的な報酬額が承認された事実はない。

一般社団法人法及び定款に違反した齋藤毅元代表理事に対する役員報酬の支払は、野間豊前代表理事の主導により行われたものと認められるが、齋藤毅元代表理事は、その当時、常務理事の地位にあった野間豊前代表理事が作成した「補遺」の内容を自ら確認した上で、代表理事の資格でこれに押印し、承認していたものであり、自らに対する役員報酬の支払が法に従った適正な手続きを経っていないことを十分に認識し得る立場にあった。したがって、その責任は重いといわざるを得ない。

2 当協会の対応方針

齋藤毅元代表理事に対して支払われた上記役員報酬については、時効期間を経過したものを除き、全額の返還請求を行う。

第4 その他の役員（理事及び監事）の責任について

1 責任問題等WGの報告概要

(1) 小野春夫前常務理事及び竹内勝之常務理事の役員報酬について

小野春夫前常務理事に対する役員報酬及び退職慰労金の支払については、野間豊前代表理事及び齋藤毅元代表理事に対する役員報酬の場合と同様、「補遺」への記載があるだけで、社員総会においてその額について承認を得た事実はない。また、当協会には「常務理事の退任時慰労金に関する規程」が存在するが、これ自体社員総会の決議を経たものではない。

また、竹内勝之常務理事に対する2016年度の役員報酬についても、「補遺」への記載があるだけで、社員総会の承認を得ていない。なお、竹内勝之常務理事の2017年度の報酬については、2017年6月開催の社員総会において承認を得ている。

(2) 理事及び監事の監視義務について

理事又は監事は、自己の行為だけでなく、他の理事の行為が法令、定款を遵守し適正に行われているかどうかを監視すべき義務を負っているから、野間豊前代表理事による長年にわたる法令・定款に違反した違法な業務執行及び組織運営を十分にチェックして、これを正すことをしなかったことにつき、その当時に在職した理事・監事にはそれぞれ一定の責任があることは否めない。

しかし、その具体的な責任問題を検討するに際しては、理事会が上記違法な業務執行等を十分にチェックできなかった最大の理由が野間豊前代表理事による周到な情報隠蔽工作にあったこと、また小野春夫前常務理事及び竹内勝之常務理事以外の役員（理事及び監事）は、すべて関係団体等から選出された非常勤かつ無報酬の役員であって、法律や会計の専門家の理事・監事が全く存在しない中、野間豊前代表理事による違法な業務執行行為を積極的に探知することが事実上困難であったこと等の事情を考慮する必要がある。

2 当協会の対応方針

小野春夫前常務理事及び竹内勝之常務理事の役員報酬については、両名がその役員報酬の決議をなすべき社員総会の運営に実質的な関与をしていないこと、両名は実際に当協会において相応の業務執行を行っており実質的にみても報酬の受領が不当とはいえないこと、及び両名は野間豊前代表理事の「部下」的地位にあり、一面においては野間豊前代表理事の違法行為の被害者的な立場にあったといえること等の事情を考慮し、すみやかに社員総会において両名の報酬（退職金を含む。）に関する追認決議を得ることを条件として、その返還を求めることはしないものとする。

また、本件の問題当時に在籍した理事、監事らについては、当協会のガバナンスに十分な注意、関心を払ってこなかった従来の態度を反省して、今後は当協会の適正な業務執行及び組織運営に積極的に関与させるべく十分な説諭及び指導等を行う等し、二度とこのような問題を生じさせることのないよう、当協会として必要な措置をとることとする。

以 上